

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百八十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第九中「セルトリズマブペゴル製剤」を

「セルトリズマブペゴル製剤
トシリズマブ製剤
メトレレプチン製剤」
に改める。